# 柴田町ごみの出し方カレンダー広告掲載実施要領

平成２６年１２月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、柴田町有料広告掲載に関する要綱第４条及び第１４条の規定に基づき、「ごみの出し方カレンダー」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載者の資格）

第２条　広告を掲載することができる者は、町内に事務所を有する自らの広告を掲載しようとする個人事業主又は法人とする。

（広告掲載の申込み）

第３条　同一申込者が申し込むことができる広告は、２枠までとする。

（広告の規格及び掲載位置並びに枠数）

第４条　広告規格は、１枠当たり縦３５ミリメートル横８４ミリメートルとする。ただし、ごみの出し方カレンダーが見にくくならないよう、配色は町が指定する単色とし、掲載事項については事業所名、所在地、電話番号等必要な事項に留めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、別に広告の規格を定めることができる。

３　広告を掲載するページ、広告の掲載位置及び枠数は、町長が指定するものとする。

（広告掲載料）

第５条　掲載料は、１枠当たり５０，０００円とする。

（広告掲載の決定等）

第６条　広告の申込みが当該広告掲載枠数を超えた場合は、抽選とする。ただし、町の収集委託業者を優先とする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成２６年１２月１日から施行する。